

幅の広い駐車スペースを必要としている人がいます。



車いすを使用される方など、駐車場の利用に配慮が必要とされる方のため、このマーク（「障がい者のための国際シンボルマーク※」）のある駐車区画の適正な利用に、ご協力をお願いします。

(車いすを使用される方が乗り降りする場合)

車いすを使用される方は、自動車のドアを大きく開けて乗り降りするので、一般の駐車スペース(2.5m程度)より、幅の広いスペース(3.5m以上)が必要です。



公的施設や商業施設など多くの方が利用する施設で、幅の広いスペースを必要としない方が駐車しているため、必要な方が駐車できず、困っているという声があります。

本当に必要とする方がいつでも駐車できる環境づくりに、ご理解・ご協力をお願いします。

ダブルスペースの導入を推進しています。

車いすを使用される方は、幅の広い駐車スペースが必要なため、大阪府では、車いす使用者用駐車区画と、ゆずりあい駐車区画（他の障がいのある方や高齢の方、妊娠中の方、けがをされている方の移動の負担を少なくするための駐車区画）を施設の出入口付近に整備するダブルスペースの導入を推進しています。



ゆずりあい駐車区画がある場合、車いすを使用されない障がいのある方や高齢の方、妊娠中の方などは、そちらに駐車しましょう。

※「障がい者のための国際シンボルマーク」は、障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。なお、このマークは駐車禁止を免れる、または車いす使用者用駐車区画が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。